


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄			
件名	東大和市嘱託員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市臨時職員の雇用等に関する要綱				
	部課機関					
1. 要旨						
<p>1) 改正の要旨</p> <p>東京労働局長が、東京都最低賃金を19円引上げ時間額907円に改正することを決定したことによる、臨時職員の賃金単価の変更に伴い、最低賃金の底上げという趣旨に基づき嘱託員報酬についても一部改正を行うものである。</p> <p>2) 主な改正点</p> <p>別表中、報酬が児童館業務員他10職種の「時間額 1,470円」を「時間額 1,480円」に、事務専門員他8職種の「時間額 1,270円」を「時間額 1,280円」にそれぞれ変更する(10円増)。</p> <p>3) 施行日等</p> <p>平成27年10月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の勤務に係る報酬について適用する。</p> <p>4) 影響及び効果</p> <p>予算への影響額として940千円(概算額)。</p>						
2. 経過(現時点に至るまでの経過)						
文書課審査済						
3. 留意事項(問題点等)						
4. 主管部処理案(検討結果等)						
庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。